●設 備

			図番号	内 容	負担区分		
		項目			入居者	公社	· 備 考
	給水	水栓器具 (台所·洗面所·浴室·便所)	D-11 E-4 E-6 E-9	パッキン・コマ取替 シャワー(ホース・ヘッド・フック)取替	0		パッキンを取り替えても漏水が 止まらない場合は公社負担 シングルレバーの不具合、 カートリッジ取替えは公社負担
		給水·給湯管		腐食による漏水		0	故意又は過失による場合は入居者負担
	排水	排水管 (台所・洗面所・洗濯機置場・ 浴室・便所・バルコニー)		腐食による漏水		0	//
				破損・詰まりによる漏水	0		
		トラップ (台所・洗面所・浴室・便所・ 洗濯パン)	E-3 E-7	腐食による漏水		0	故意又は過失による場合は入居者負担
				破損・詰まりによる漏水	0		
		目皿(中皿・わん)	E-3	破損·紛失	0		腐食の場合は公社負担
① 給		洗濯機置場ホース差入口 浴室扉貫通部、排水ホースホル ダー(固定バンドを含む)		破損·紛失	0		
排		便器	F-7	接続部からの漏水		0	故意又は過失による場合は入居者負担
水				破損・詰まり	0		取付金物腐食によるガタつきは公社負担
衛		便座·蓋	F-8	破損·汚損	0		ボルトのゆるみによるガタつきは公社負担 ウォシュレットの作動不良は公社負担
生	便		- د	ガタつき		0	故意又は過失による場合は入居者負担
設	所	ロータンク	F-6	破損	0		
備	廻	タンク内附属部品		破損		0	故意又は過失による場合は入居者負担
関	b	フラッシュバルブ		破損·漏水		0	
係		洗浄管(スパット)	F-9	腐食による漏水		0	
IXI		ペーパーホルダー タオル掛け	F-10	ガタつき・破損	0		腐食は公社負担
		洗面器·手洗器	E-5	破損・詰まり	0		取付金物腐食によるガタつきは公社負担
	浴室廻り・その他	鎖·ゴム栓		紛失·損耗·破損	0		
		洗面化粧台 メデシングキャビネット	E-8	軽微なガタつき・破損	0		取付金物腐食によるガタつきは公社負担
		浴室防水パン・洗濯機パン	E-2	漏水		0	故意又は過失による場合は入居者負担
				破損	0		
		浴槽蓋		汚損·破損	0		
		ユニットバス(浴室)		漏水		0	故意又は過失による場合は入居者負担
(2	うじて支捕りた	浴槽·給湯器·風呂釜(公社設置)	-	作動不良		0	II
ナ				キズ·破損	0		
ク記点		ガス配管(台所·浴室·居室)	D-10	腐食		0	放意又は過失による場合は入居者負担
TIF E		ガス栓及びボックス (台所・浴室・居室)		腐食·開閉不良		0	大学人では人にのうる口の人口は大江
紓	Ŕ	ガスコンロ		破損	0		作動不良は公社負担

				内容	負担区分		
		項 目 	図番号		入居者	公社	備考
設(②ガス	給湯器リモコン		破損	0		作動不良は公社負担
備: 関:		浴室換気乾燥機		破損	0		
係		排気筒(専用部分)		腐食		0	故意又は過失による場合は入居者負担
		電気配線		絶縁不良		0	- 故意又は過失による場合は入居者負担 -
		安全ブレーカー	A-12	接触不良		0	
		分電盤		損耗		0	
	配	スイッチ		破損	0		作動不自竿についてけ小社負担
	線	コンセント	C-16	破損	0		- 作動不良等については公社負担 -
	廻	プレート(スイッチ・コンセント)	C-16 D-12	破損	0		
3	b	引掛ローゼット	A-5 C-17 D-9	破 損	0		
電		照明器具(公社設置)	D-13	脱落		0	故意又は過失による場合は入居者負担 作動不良等については公社負担
気	照		F-12	破損	0		
	明	グローブ		破損	0		
設		電球·蛍光灯·点灯管		球切れ	0		
/	7	換気用フード	D-5	脱落		0	故意又は過失による場合は入居者負担
備		換気扇(一般型:公社設置)	D-6	破損(フィルターの汚損を含む)	0		- 作動不良は公社負担
関		天井換気扇		破損(フィルターの汚損を含む)	0		
		排気シャッター		破損	0		
係		レンジフード		破損(フィルターの汚損を含む)	0		
	の	チャイム・ブザー		破損	0		
	他	押ボタン	B-11	破損	0		
		インターホン		破損	0		作動不良は公社負担 モニタカメラ付インターホンも含む
		テレビ用接続端子	C-15	損耗		0	- 故意又は過失による場合は入居者負担
		住宅情報盤 (ナースコール・警報装置を含む)		作動不良		0	
		電話用接続端子		破損	0		
		熱感知器類		作動不良		0	紛失·故意又は過失による場合は入居者負担

(摘要) 1. 入居(契約日)後3ヶ月以内に修繕が必要となった場合は公社負担とします。
2. 負担区分表の用語の取扱いについて
1)「腐食」は腐食して機能不能となった場合に使用します。
2)「ガタつき」で使用に支障のない程度のガタつきは修繕の対象外とします。
3. 1階木造床の床下りに原因して修繕が必要となった場合は公社負担とします。
4. 最上階・上階の浴室または外壁からの漏水に伴う修繕は公社負担とします。
5. 入居者で設置したもので修繕が必要になった場合は入居者負担とします。
6. 負担区分により公社負担となる場合においても、入居者の責となる故章または

- 6. 負担区分により公社負担となる場合においても、入居者の責となる故意または過失による場合の修繕はすべて入居者負担とします。